

多文化共生ネットワークいが 会則

第1条（名称）

この会は、「多文化共生ネットワークいが」と称する。

第2条（目的）

この会は、伊賀地域において「言葉」「子育て」「職業」「社交」「文化」等の外国人支援活動を進める個人、NPO、企業、行政等との連携を図りつつ、国際的な視野を備えた人づくりを進め、もって安全で安心して共生できるまちづくりの実現に貢献する。

第3条（事業）

この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 多文化理解の連絡連携。
- （2） 多文化理解のための市民講座。
- （3） ホームページや会報誌等による普及啓発と情報の提供。
- （4） 生活場面における様々な支援活動。
- （5） その他第2条の目的を実現するために必要な活動

第4条（会員）

本会の会員は第2条の目的に賛同する個人・団体で構成する。

第5条（役員）

この会に次の役員をおく。

- （ア） 代表 1名
- （イ） 副代表 若干名
- （ウ） 事務局長 1名
- （エ） 委員 若干名
- （オ） 監事 1名

第6条（顧問等）

この会に顧問、相談役をおくことができる。

第7条（役員の仕事）

役員の仕事は次のとおりとする。

- （ア） 代表は、この会を代表し、その業務を総理する。
- （イ） 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、または代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- （ウ） 事務局長は、役員会で決定された事業の遂行や恒常的な業務を分担し処理する。
- （エ） 委員は、会務の事業を審議する。

(オ) 監事は、会務ならびに会計を監査し、必要に応じ総会そのほかの会議に出席し意見を述べる。

(カ) 顧問、相談役は、必要に応じ会議に出席し、諮問に応じる。

第8条(任期)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条(事務局)

会の事務処理を行うため、事務局を当分の間、「多文化センターいが」内に置くものとする。

第10条(機関)

この会に次の機関をおく。

(ア) 総会は、毎年1回開催し、会務、会計の承認を受ける。

(イ) 役員会は、随時開催し、業務の具体的な推進について審議する。

(ウ) 総会および役員会は、定例のほか必要に応じ、臨時に開催することができる。会議はすべて出席者の過半数で決める。

第11条(運営経費)

この会の運営経費は、助成金などをもって充当する。

第12条(会計年度)

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条(細目)

この会の施行に関する細目は、別に定める。

第14条(改正)

この会則は、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。